

報告第2号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成26年3月28日提出

多可町長 戸田善規

専決第3号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり、工事請負変更契約を締結する。

平成26年2月24日専決

多可町長 戸田善規

記

1. 契約の目的 町道山野部坂本線
(仮称) 山野部坂トンネル非常用設備設置工事
2. 変更後の契約額 57,585,150円
(内消費税 2,742,150円)
3. 変更前の契約額 57,225,000円
(内消費税 2,725,000円)
4. 契約の相手方 兵庫県神戸市兵庫区駅南通二丁目1-13
株式会社 協和エクシオ 兵庫支店
支店長 堅田 洋佐